

政策評価に関する主な取組について

【全般的事項】

資料-1	政策評価に関する主要スケジュール	1
------	------------------	---

【政策評価制度に関する見直し関係】

資料-2	「政策評価分科会の当面の活動の重点」(16年4月30日)	2
資料-3	「政策評価制度に関する見直しの論点整理」(俯瞰図) (16年12月21日)	4
資料-4	「政策評価制度に関する見直しの論点整理」(16年12月21日)	5
資料-5	「今後の行政改革の方針について」(抄) (16年12月24日閣議決定)	19
資料-6	「行政機関が行う政策の評価に関する法律」附則第2条	20

【経済財政諮問会議関係】

資料-7	「政策評価の充実に向けて」 (16年10月5日 経済財政諮問会議 有識者議員提出資料)	21
資料-8	経済財政諮問会議への報告事項と「政策評価制度に関する見直しの論点整理」等との関係	24

【規制の事前評価関係】

資料-9	規制の事前評価の推進に向けた取組について	31
資料-10	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抄) (16年3月19日閣議決定)	32
資料-11	「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」 (16年8月13日)	33
資料-12	「規制改革・民間開放推進会議第1次答申」(抄) (16年12月24日)	41
資料-13	「規制影響分析(RIA)の試行結果一覧」(17年1月26日現在)	42

政策評価に関する主要スケジュール

平成17年2月

平成16年		平成17年	
4月	(政策評価分科会) 「当面の活動の重点」公表	1月 初会合 (政策評価・独立行政法人評価委員会)	2月 (政策評価分科会) ← (政策評価・独立行政法人評価委員会)
10月～11月	(政策評価分科会) 各府省との意見交換	3月	3月 政策評価制度に関する見直しの検討状況の説明 (政策評価分科会)
12月	(政策評価分科会) 「政策評価制度に関する見直しの論点整理」公表	2月	2月 政策評価分科会に諮問会議への総務省の報告案を説明 (総務省)
10月	(経済財政諮問会議) 政策評価の充実に関する議論	3月	3月 経済財政諮問会議に報告 (総務省)
10月～	(各府省) RIAを試行的に実施	4月	4月 試行的なRIAの実施状況を早期に把握・分析 (総務省)
12月	(規制改革・民間開放推進会議) 第一次答申	3月	3月 「規制改革・民間開放推進3か年計画」改定
4月	(政策評価分科会) 「当面の活動の重点」公表	4月	4月 改定 (総務省)
4月	評価法施行後3年経過	6月	6月 国会報告
政策評価に関する見直し関係	経済財政諮問会議関係	規制の事前評価関係	備考
2月 審議 3月 報告 4月 改定 6月 国会報告 行政評価等プログラム			

政策評価分科会の当面の活動の重点

～政策評価制度の発展に向けて～

政策評価制度への現状認識

- 「行政機関の行う政策の評価に関する法律」の施行から2年が経過した。平成14年度は1年目のトライアルの年であり、当分科会としても督励を行った結果、各府省において、2年目の平成15年度には、①政策評価の実施・公表時期の早期化、②評価結果の予算要求等への反映に向けての取組、③実績評価方式における目標の数値化の割合の増加などいくつかの点で前進。
- このように、政策評価制度は、各府省のマネジメントサイクルの中で組み込まれたものと一応評価できるが、政策評価制度の目的である、①国民に対する説明責任の徹底、②成果重視の行政への転換、③効率的で質の高い行政の実現に向けて、依然として、評価の質の向上など様々な課題が見られるのが現状。
- また、政策評価のテーマとして評価の必要性の高いものが選定されているかの検証もこれまで以上に求められていくものと認識。
- こうした中で政策評価制度を発展させていくためには、課題の克服に向けた各府省の更なる自助努力とともに、総務省による各府省の評価の厳格なチェックや統一性・総合性確保評価の的確な実施が一層求められるだけでなく、政策評価制度自体や個々の評価に対する外部検証や国民的議論を活性化していくための取組が強く求められる。
- 当分科会では、これまでの活動の中で、政策評価制度の様々な問題点について精力的に議論を展開してきたところであるが、法施行3年目を迎える16年度初頭において、改めて政策評価制度の発展に向けた課題を国民の前に明らかにするとともに、今後、以上のような現状認識に立って、次に掲げる項目に重点を置いて議論を深めてゆく。

政策評価の当面の課題

- 政策評価制度の目的の下で評価を有効なものとしていくためにも評価の質の向上が求められ、総務省を始め各府省による以下のような対応が必要
 - ・ 各府省間で整合性の取れた政策目標の設定
 - ・ 政策コストの把握・政策効果の把握の徹底
 - ・ 第三者の専門的、客観的な知見の有効活用
 - ・ 評価手法の改善・開発やデータの整備など評価インフラの充実
 - ・ 総務省による各府省の評価の有効なチェックへの一層の取組
- 国民の視点に立って評価の必要性が高い分野の評価の実施
 - ・ 既存の事務事業に対する事後評価の充実
 - ・ 規制の導入・修正等に際し事前評価の拡充
 - ・ 総務省による統一性・総合性確保評価の的確な実施
 - ・ 各府省が実施した政策評価のうちやり直す必要があるもの、社会経済情勢の変化に的確に対応するため政策評価を新たに行うべきものについての個々の検討への一層の取組
- 評価の取組へのインセンティブ付け
 - ・ 評価の取組を進めるためにも、政策の企画立案や予算作成などに評価結果が活かされる仕組みを整備するなど、政策評価の取組へのインセンティブ付けを引き続き検討

外部検証可能性の確保

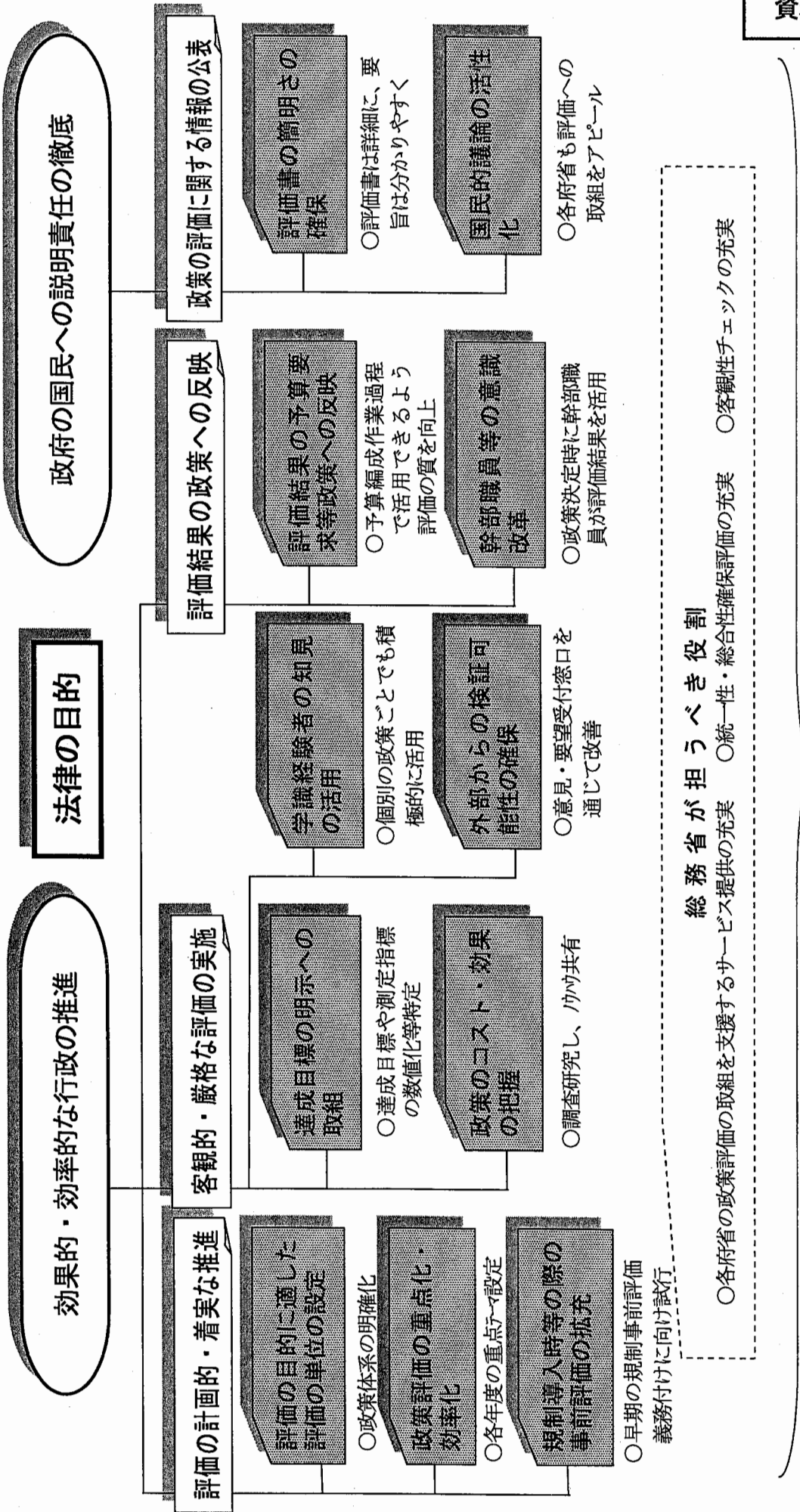
- 評価の過程で用いたデータ・評価手法等評価結果以外の情報の公表の徹底
- それらの情報へのインターネットアクセスの確保

国民的議論の活性化

- 様々な媒体を駆使した国民への広報の積極的展開
- 地方公共団体との連携の強化
- 評価書の簡明さの確保

政策評価分科会長 丹羽 宇一郎

政策評価制度に関する見直しの論点整理（俯瞰図）



政策評価制度に関する見直しの論点整理

平成 16 年 12 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

政 策 評 価 分 科 会

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」は、来年の4月で施行から3年が経過する。これを受け、政府は、法の施行状況に検討を加え、必要な措置を講じることとされている。

本分科会では、これに向け、本年4月に「当面の活動の重点」を発表し、政策評価の現状認識や当面の課題を明らかにした上で、各府省との意見交換を始めとして精力的に議論を展開してきた。本論点整理は、これまでの議論を踏まえ、政策評価の制度や運用の見直しに向け、更に検討を深めるべきと考えられる論点を整理し、明らかにするものである。

今後、各論点について、国民各界各層の御意見・御指摘等も踏まえながら、見直しの方向性を見出し、政策評価の充実・改善のための具体的方策を講ずることが求められる。

なお、各府省においては、それぞれの政策評価の取組実態を踏まえつつ、平成17年度における政策評価に関する基本計画・実施計画の改定・策定等の取組に当たって本論点整理を参考とすることを期待する。

平成16年12月

政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会

<目次>

[評価結果の予算要求等政策への反映]	
予算要求など政策の企画立案に当たって、評価結果が適切に反映されることが重要であるが、どのような方策が考えられるか。.....	4
[評価の目的に適した評価の単位の設定]	
評価の実効性を確保するためにも、評価の目的に適した評価の単位を適切に設定することが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	5
[達成目標の明示への取組]	
評価の客観性を確保するためには達成目標の数値化等による特定への取組を一層進めることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	6
[政策のコスト・効果の把握]	
効率性などの観点から行われる評価を適切に行うためには、政策のコスト・効果を定量的に把握することが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	6
[規制の導入・修正時を始めとする事前評価の拡充]	
規制の導入・修正時を始めとして、政策の導入に当たって、政策評価を的確に実施し、意思決定に有効に活用させることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	7
[学識経験者の知見の活用]	
政策評価の客観性の確保等の観点から学識経験者の知見をより一層有効に活用していくことが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	8
[外部からの検証可能性の確保]	
各府省が行った政策評価の結果やそれに至るプロセスが行政の外部から検証できるようにすることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	8
[評価書の簡明さの確保]	
各府省が行った政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	9
[国民的議論の活性化]	
政策評価についてより多くの国民から理解を得ることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。.....	10

[政策評価の重点化・効率化]	
画一的・総花的な評価活動から、重点的・効率的な評価活動に転換することが必要であるが、どのような方策が考えられるか。	10
[職員の意識改革]	
政策評価制度をより一層行政機関の職員に浸透させることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。	11
[地方公共団体との連携]	
地方公共団体との連携を深めることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。	11
[総務省が担うべき役割]	
総務省は各府省の政策評価担当者を支援するためにどのようなサービスを提供することが方策として考えられるか。	12
総務省が行う統一性・総合性確保評価をよりの確に実施するためにはどのような方策が考えられるか。	12
総務省の客観性のチェックをより実効あるものにするにはどのような方策が考えられるか。	13
[関連分野との連携]	
政策評価制度と関連する分野と十分連携を図るべきではないか。	13

[評価結果の予算要求等政策への反映]

予算要求など政策の企画立案に当たって、評価結果が適切に反映されることが重要であるが、どのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- ほとんどの府省において、基本計画の策定等政策評価の重要事項については、外部の有識者の意見を聴取した上で、各府省の最高意思決定機関である省議等に諮って決定している。
また、相当数の府省において、予算要求の際は、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同でヒアリングを実施するなど両者の連携が進んでいる。
- しかし、予算要求等政策の企画立案に当たって、政策評価が行われてはいるものの、これに基づいて具体的な議論がなされるケースはまだ少ない。幹部が出席する会議などにおいて重要な政策決定が行われる際には、政策評価の結果に基づいた議論が行われるよう検討することが必要である。
また、相当数の府省では、予算要求時に重点要求事項や重点施策を公表し、一部の府省ではおおよその予算要求額も明示しているが、予算要求等政策の企画立案に当たって行われた政策評価が分かりやすく示されることは少ない。今後は、予算要求等政策の企画立案と政策評価のつながりを分かりやすく示すよう検討することが必要である。
- 相当数の府省において、実績評価方式による目標の達成度等や、評価結果の政策への反映の方向性をパターン化して示す取組を行っており、評価結果の政策への反映を促進するためにも、こうした取組を更に広げていくことを検討することが必要である。
- 各府省において予算要求に向けて8月の概算要求前に政策評価が行われるよう早期化が図られるとともに、相当数の府省において事前評価の実施が義務付けられた分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野においても積極的に事前評価が行われるなど、政策評価がマネジメント・サイクルに位置づけられてきている。
- しかし、予算編成過程において政策評価の結果を活用する立場にある予算等査定当局からは、定性的・抽象的な記述が多い、客観性・中立性が担保されていない、有効性・効率性の観点からの評価が少ないなど、評価の質が乏しく活用が困難であるとの指摘が行われている。
- 今後、予算編成作業の過程において政策評価の結果をそのままの形で活用できるように、評価の精度や客観性を向上させるなど評価の質の向上に取り組んでいくことを検討することが必要である。

[評価の目的に適した評価の単位の設定]

評価の実効性を確保するためにも、評価の目的に適した評価の単位を適切に設定することが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 一部の府省では、実績評価を補うため、評価結果が一定レベルに達しない政策の政策手段別評価や政策を構成する下位の事務事業についても政策評価を実施するなどの取組が行われている。
- 相当数の府省において、政策全体の評価を的確に行うため、政策体系を明らかにし、政策を構成する要素を明示しており、今後、その取組を徹底していくことを検討することが必要である。
その上で、目標の達成度等に応じて個々の事業の効果の測定を行ったり、総合評価方式など他の評価方式で評価を行ったりするなどの取組を検討することが必要である。
また、総合評価方式における評価の単位については、必要に応じ、コンパクトで実施しやすい形で設定することも検討することが必要である。
- また、既存の事務事業に対する事後評価については、相当数の府省において公共事業などについて取組が進んでおり、他の分野においてもこのような取組を積極的に行っていくことを検討することが必要である。

[達成目標の明示への取組]

評価の客観性を確保するためには達成目標の数値化等による特定への取組を一層進めることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 実績評価方式における達成目標の数値化等による特定については、平成14年度は約3割であったものが、平成15年度は約5割となり、各府省において取組が進んでいる。
- 今後も評価の客観性の確保や、評価の実効性の確保、行政の効率化などのため、達成目標やそれに関連した測定指標、達成時期等の数値化などによる特定を進めていくことが重要であり、政策の特性を勘案しつつも、総務省などによる諸外国の事例の調査研究の成果や各府省の取組を参考にしつつ、可能な限りそのような取組を検討することが必要である。

なお、定量的な目標設定が困難な場合でも、達成目標の特定化を図り、評価の実効性を確保することを検討することが必要である。

一方で基本的な制度の企画・立案など定量的な目標設定になじまない政策もあり、これらについては、実績評価方式以外の評価方式を用いるなど柔軟に対応することを検討することが必要である。

[政策のコスト・効果の把握]

効率性などの観点から行われる評価を適切に行うためには、政策のコスト・効果を定量的に把握することが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 相当数の府省において、政策のコスト・効果の定量的な把握に向け調査研究などの取組が行われているが、今後も、可能なものはできる限り定量的に把握できるよう、総務省及び各府省において諸外国の実例の調査研究などを実施し、そこで得られたノウハウを共有するよう検討することが必要である。
- また、予算書、決算書について、政策ごとに予算と決算を結びつけ予算と成果を評価できるようなものとなるよう検討することが必要である。

[規制の導入・修正時を始めとする事前評価の拡充]

規制の導入・修正時を始めとして、政策の導入に当たって、政策評価を的確に実施し、意思決定に有効に活用させることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 平成16年度から規制影響分析（R I A）が試行的に実施されているが、相当数の府省では、定量的な分析は作業量の点からも困難なケースがあり、定性的な分析を行って手段の比較を行うとしている。
- 今後、各府省は、R I Aの試行的実施や規制の事前評価の義務付けに向けた評価手法の開発に一層積極的に取り組むべきである。
また、総務省は、各府省におけるR I Aの試行的実施を把握・分析するとともに、評価手法が開発された時点で評価法の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取り組みを進めるべきである。
- 相当数の府省においては、事前評価が義務付けられている3分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野についても自主的に行うなど、積極的に事前評価に取り組んでいるが、その結果が評価対象政策の改善・見直しに十分つながっているとは言い難い状況にある。
- 今後、各府省の重点施策について、予算要求等の際に成果目標、事後的な評価手段等が明示されるよう検討することが必要である。また、事前評価の結果、政策の採択や実施の可否、複数の政策代替案の中から適切に政策を選択することなど、政策の改善・見直しを徹底するよう検討すべきである。

[学識経験者の知見の活用]

政策評価の客観性の確保等の観点から学識経験者の知見をより一層有効に活用していくことが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- ほとんどの府省において、政策評価の客観性の確保等の観点から、行政外部の学識経験者から成る会議が開催されており、基本計画、実施計画の策定や評価書の取りまとめに当たって全般的に意見を聴取し、適宜その結果を反映するなど、学識経験者の知見の活用に取り組んできている。
- しかし、計画策定や評価結果の取りまとめなど活用の段階ごとにみると、その態様はまちまちであり、今後は、適切なタイミングで学識経験者の知見を活用するようにするとともに、一部の府省で行われているように、個別の政策ごとに当該政策分野の学識経験者の知見を積極的に活用していくことを検討することが必要である。
なお、政策評価分科会としても、各府省との意見交換を行うなど政策評価全般について今後とも精力的に議論を行っていききたい。

[外部からの検証可能性の確保]

各府省が行った政策評価の結果やそれに至るプロセスが行政の外部から検証できるようにすることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 各府省において、評価結果をホームページ上で公開し、外部からのアクセスを容易にする取組がなされており、一部の府省では、政策ごとに事前評価から事後評価の一連の経緯が分かる形で整理するよう取り組んでいる。
- 事前評価の実施が義務付けられている3分野などについて、外部からの検証可能性を確保するためには、評価の過程で用いたデータ、評価手法等評価結果以外の情報を公表することが重要であり、データ等が不足して各府省が行った評価結果を行政の外部から検証することができない場合は、総務省及び各府省の意見・要望受付窓口へ寄せられた情報を基に改善を図ることを検討すべきである。
また、将来的には、外部からの指摘の実態を踏まえ、評価情報の公表のための考え方を整理していくことを検討することが必要である。

[評価書の簡明さの確保]

各府省が行った政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 相当数の府省において、評価法で作成を義務付けられている評価書の要旨を適切な形でホームページに掲載することや、評価結果について、パターン化した文言で整理したり、図表の活用を図るなど国民に分かりやすく伝えるための取組を行っている。

一方で、評価書の分量は多くなるが、国民への説明責任を果たすという観点から、詳細なデータを公表することを重視している府省もある。

- 国民が政策への判断を行うことに資する情報を提供することが政策評価の目的の一つであり、国民に対し、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、一方で詳細に提供することも重要である。

これらを両立させることは困難であるが、評価書本体については外部からの検証可能性を確保するため詳細に記述しつつも専門用語には注釈をつけるなど工夫し、評価書の要旨については特に平易な言葉遣いに心掛け、当該政策を国民に分かりやすく説明するようにするなど、評価書本体と要旨との役割分担を明確にして、これらを両立させる方策を検討することが必要である。

また、どのようにすれば国民に分かりやすくなるかについて、評価書の公表時に学識経験者からの意見を聴くなど、第三者の視点を取り入れることを検討することが必要である。

[国民的議論の活性化]

政策評価についてより多くの国民から理解を得ることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省は、平成 16 年 10 月から 12 月にかけて、全国 3 か所（東京、大阪、福岡）で「政策評価フォーラム」を開催し、参加者の合計は約 1,000 人に達し、この模様は広くマスコミで報じられた。また、政府広報（テレビ、広報誌等）を通じて、政策評価制度を広く国民に紹介した。
- 一部の府省では、パンフレットを作成したり、基本計画や評価書等政策評価に関する基本的な情報についてホームページに掲載するだけでなく全国の図書館、大学等に配布するなど積極的な広報活動を行っている。また、政策評価に関する重要事項について、広く国民の意見を反映させるために意見募集を行うなど、国民の意見を評価作業に取り入れる取組も行われている。
- 今後は、各府省においても基本計画の改定時期などに合わせ、政策評価の取組の総括、以後の取組の重点、特徴等を積極的にアピールするなどの取組を検討することが必要である。

[政策評価の重点化・効率化]

画一的・総花的な評価活動から、重点的・効率的な評価活動に転換することが必要であるが、どのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 相当数の府省において、政策評価をマネジメント・サイクルの中に定着させることをねらいとして、実績評価方式により施策を網羅的に対象として評価を実施している。しかし、評価書の作成等に忙殺され、評価作業に対する負担感は相当大きくなっており、本来は力点を置いて取り組むべき評価活動がおろそかになりかねないという指摘がある。一方で、政策評価が各府省のマネジメント・サイクルの中で定着してきていることに留意すべきであるとの指摘もある。
- 今後は、評価の重点化・効率化を図り、国民の視点に立って必要性が高いと考えられる評価が的確に実施されることが必要であり、このため、各年度の政策評価の重点的テーマ・分野を設定するほか、実績評価方式以外の方式の的確な選択・組み合わせを行ったり、実績評価方式において毎年度達成度合を評価分析するのになじまない場合一定期間経過後の総括的評価に注力することなどを検討する必要がある。
- 総務省は、各府省のこうした取組を促進するとともに、評価方式等について諸外国の例などを調査研究し、その成果を各府省に対して提供していくことを検討することが必要である。

[職員の意識改革]

政策評価制度をより一層行政機関の職員に浸透させることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- ほとんどの府省において、政策評価の導入後、成果主義の考え方、政策評価の必要性等についての認識が広がっており、職員の意識は変わりつつある。
- 今後は、政策評価作業を直接担当している職員のみならず、目標設定等に際しては幹部職員が一層積極的に関与することが重要であり、本年度から複数の府省に設置された政策評価審議官を始め各府省の幹部職員に、より一層政策評価制度の趣旨を浸透させていくことを検討することが必要である。
- 一方、「評価疲れ」という言葉に代表されるように、政策評価には相当大きな労力をかけているが、評価結果の政策の企画立案への反映が不十分であることから、政策評価に携わっている職員の士気が上がらないという指摘もある。
- このため、研修等を通じて職員に「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (See)」のマネジメント・サイクルの中で評価を行うという政策評価の意義や趣旨を浸透させることはもとより、重要な意思決定の際には政策評価の結果に基づいた議論が具体的になされるようにし、政策評価が適切に行われていない政策については政策決定の場でその点を考慮されるようにすることを検討することが必要である。

[地方公共団体との連携]

地方公共団体との連携を深めることが重要であるが、そのためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省においては、地方支分部局を活用して、地方公共団体の行政評価担当者との意見交換を実施するなど、国と地方の連携を図っている。また、一部の府省においては直轄事業、補助事業等の評価について、地方公共団体からデータを収集しやすくするよう協力を得るための努力を行っている。
- 今後、国の政策評価を行うに当たり、必要に応じ、地方公共団体の協力を得たり、地方公共団体における行政評価の取組を参考にするため、地方公共団体との連携に一層積極的に取り組むよう検討することが必要である。

[総務省が担うべき役割]

総務省は各府省の政策評価担当者を支援するためにどのようなサービスを提供することが方策として考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省は、政策評価支援システムを整備しており、また、政策評価関連情報を収集・整理して各府省に提供している。
- 今後、総務省において、各府省の先進的な取組を紹介したり、各府省の要望も踏まえつつ、調査研究等の場合によっては府省と共同で実施してその結果を各府省に提供したり、一層実践的な研修を実施するなど、各府省の政策評価作業に資するための活動を一層積極的に行うよう検討することが必要である。

総務省が行う統一性・総合性確保評価をよりの確に実施するためにはどのような方策が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省が行う統一性・総合性確保評価のテーマの選定に当たっては、引き続き、国民の視点に立って評価の必要性が高い分野を適切に取り上げることが必要である。
- 平成16年度から導入された「政策群」など複数府省が関係する政策の企画立案の際に政策の達成目標、目標期間、達成目標と政策手段との関係などを明確にする取組が行われてきているが、いまだ、これらの事項が十分に明らかにされていないものや、関係施策が極めて多岐に亘っているため、政策全体を効果的・効率的に評価することが困難になっている場合がある。
今後、関係府省は、政策の達成目標、目標期間、達成目標と政策手段との関係などの明確化を図っていくことが必要である。また、総務省は、各府省の協力を得て、これらの事項が必ずしも十分明確になっていない場合でも、指標の設定や調査分析手法に工夫をこらしつつ評価していくことや、関係施策が極めて多岐に亘っている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により評価していくことを検討することが必要である。
- また、評価結果の取りまとめに当たっては、総務省のスタンスを明確に打ち出していくことが重要である。取りまとめのタイミングについても、予算要求や新たな政策策定の時期を念頭に、適切な時期としていくことを検討することが必要である。

総務省の客観性のチェックをより実効あるものにするにはどのような方が考えられるか。

(取組の現状と今後の検討課題)

- 総務省が行っている各府省の政策評価についての審査活動は、各府省が行った政策評価結果全般を対象としており、評価の実施手続等の形式のチェックが中心となっている。また、一部の府省からは、機械的ではなく内容に応じたアドバイスを求める意見・要望も出されている。
また、各府省の政策評価の質の向上を促進するためにも、年度末に取りまとめる審査の総括報告において各府省の取組の参考になる推奨事例の紹介などに一層積極的に取り組むことを検討することが必要である。
- 今後、政策評価の信頼性を一層高めていく観点から、審査対象を重点化し、評価の内容面も射程に入れて活動を行っていくことを検討することが必要である。

[関連分野との連携]

- 公会計の見直し、人事評価、統計データの活用の見直しなど、政策評価と関連する分野について、それぞれ検討が進められているが、政策評価分科会としてもこれらの動向に引き続き関心を払っていきたい。

今後の行政改革の方針について(抄)

〔平成16年12月24日〕
閣 議 決 定

3 行財政の制度及び運営の改善・透明化

(4) 政策評価の充実

達成目標の明示、事後評価の徹底、学識経験者の知見の一層の活用などによる政策評価の質の向上を図りつつ、評価結果を各府省の予算要求等政策に反映させるとともに、政策群等の各府省にまたがる政策については府省横断的な検証に積極的に取り組むなど、政府全体としての政策評価の充実に努め、効果的・効率的な行政の推進を図る。

また、政策評価に関する情報の公表を徹底し、外部からの検証可能性を確保するなど、国民に対する説明責任の徹底を図る。

さらに、平成17年4月に行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「行政機関政策評価法」という。)の施行から3年を経過することから、政策評価・独立行政法人評価委員会等の議論を踏まえながら、同法の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて、政策評価の改善・充実に必要な措置を講ずる。

4 規制改革の推進等

(1) 規制改革の推進

エ 規制影響分析

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、平成16年度から各府省において試行的に実施されているRIA(規制影響分析)について、その積極的な実施を推進するとともに、評価手法が開発された時点で行政機関政策評価法の枠組みの下で早期に規制の事前評価の義務付けを図る。

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」

(平成 13 年法律第 86 号) (抄)

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政策評価の充実に向けて

平成16年10月5日

牛尾 治 朗

奥 田 碩

本 間 正 明

吉 川 洋

成果主義の予算制度のために、「評価」の充実は不可欠である。2002年に政策評価法が施行されたが、必ずしも有効に機能しておらず、予算の作成に活用するにはまだ多くの改善が必要である。導入3年後の2005年は見直しの年であり、下記の点を踏まえて充実を図るべきである。

1、現在の評価制度の問題点

現在の政策評価制度は、別紙のとおり、総務省を専門の組織として設計されている。制度の枠組みは一応整っているものの、下記のような問題点がある。

- ①事前評価が、予算要求の正当化に使われやすい
- ②事後評価も、既存施策の拡充に結びつきやすい
- ③評価指標が予算増の方向で設定され、コスト意識が欠如している
- ④評価結果を予算の作成に活用する仕組みが有効に機能していない
- ⑤評価結果について国民への分かりやすい説明がなされていない

2、「評価」改革で行うべき取り組み

(1)総務省は、下記を踏まえ、政策評価ガイドラインの改定を行うべきである。今年度中に中間的なとりまとめを行い、諮問会議にご報告いただきたい。

- 各府省の評価を分かりやすく、横断的に比較検証できるよう、様式を簡便で統一的なスタイルにする
- 達成目標の定量化を徹底するとともに、どのデータ（ものさし）で評価を行うかも予め明示させる
- 科学技術関係予算の優先順位付け（SABC等）のように、優先度を明らかにする仕組みを採用する
- 各府省の評価結果に対し、第三者評価を実施し、その結果を公表する

- (2)財務省は、下記の取り組みにより、評価と予算の連携を強めるべきである。具体的な対応策を検討し、今年度中に中間的なとりまとめを行い、諮問会議にご報告いただきたい。
- 個々の予算の目標と効果を簡便な様式で把握すること等を目指し、「政策評価調書」を改善し、平成18年度予算概算要求から実施する（参考1）
 - 政策と予算項目を結び付けて把握できるよう、予算書の本格的見直しに着手し、平成18年度までに整備を進める（参考2）
- (3)各府省は、国民に説明する資料として、①成果目標の達成状況、②政策評価の結果、③予算要求への反映状況を、財務書類と合わせて「年次報告書」として発表すべきである。
- (4)評価手法のあり方、各府省の役割分担、会計検査院の機能強化等について、我々も検討を深め、今年度内に改善策を提案したい。

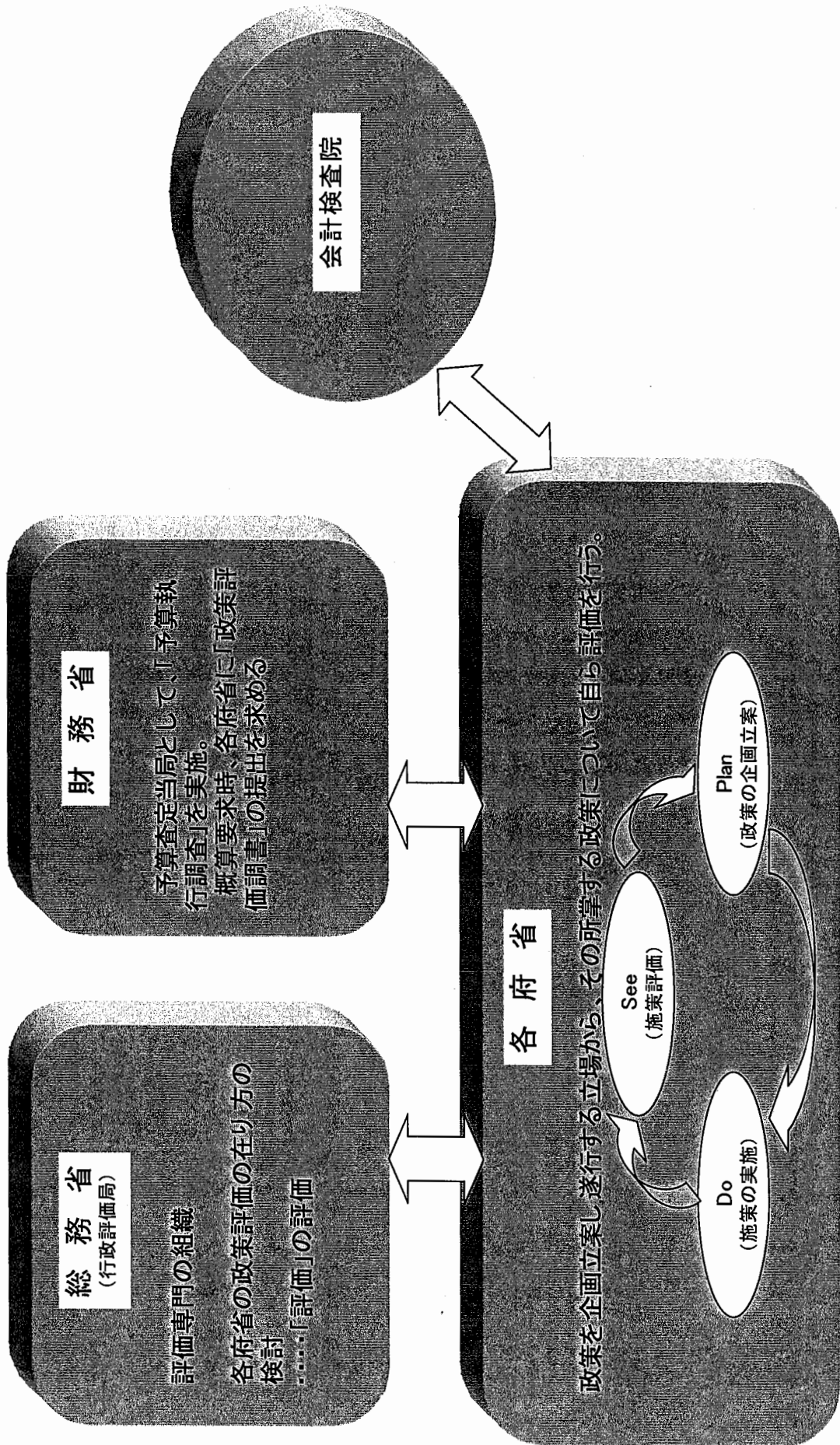
参考1：米国のPART（Program Assessment Rating Tool）

2004年度予算より、個々の予算要求施策について、「事業は課題解決に重大な効果をもつか」「毎年度の成果目標は、長期的な課題解決に向けて設定されているか」といった質問に予め回答させる事前評価調書を試行的に導入

参考2：豪州における取り組み

豪州においては、1999年度予算より、成果に着目した政策目標と予算項目を対応させている。

「評価」の枠組み



経済財政諮問会議への報告事項と「政策評価制度に関する見直しの論点整理」等との関係

<p>経済財政諮問会議への報告事項</p>	<p>政策評価制度に関する見直しの論点整理 (論点整理の掲載順による)</p>
<p>① 各府省の評価を分かりやすく、横断的に検証できるよう、様式を簡便で統一的なスタイルにする</p>	<p>[評価書の簡明さの確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相当数の府省において、評価法で作成を義務付けられている評価書の要旨を適切な形でホームページに掲載することや、評価結果について、パターン化した文言で整理したり、図表の活用を図るなど国民に分かりやすく伝えるための取り組みを行っている。 ○ 一方で、評価書の分量は多くなるが、国民への説明責任を果たすという観点から、詳細なデータを公表することを重視している府省もある。 ○ 国民が政策への判断を行うことに資する情報を提供することが政策評価の目的の一つであり、国民に対し、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、一方で詳細に提供することも重要である。 <p>これらを両立させることは困難であるが、<u>評価書本体については外部からの検証可能性を確保するため詳細に記述しつつも専門用語には注釈をつけるなど工夫し、評価書の要旨については特に平易な言葉遣いに心掛け、当該政策を国民に分かりやすく説明するようにするなど、評価書本体と要旨との役割分担を明確にして、これらを両立させる方策を検討することが必要である。</u></p> <p>また、<u>どのような見直しをすれば国民に分かりやすくなるかについて、評価書の公表時に学識経験者からの意見を聴くなど、第三者の視点を取り入れることを検討することが必要である。</u></p> <p>(各府省の取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価書のフォーマットを示し、盛り込むべき内容、図表等の活用などを奨励している。【防衛庁】 ○ グラフ化、図表化により分かりやすい資料の作成に努めるとともに、評価から得られた各政策の課題が「予算」、「制度改正」、「その他の事務改善」のいずれにより対応されるものかをあらかじめ明確にしている。【総務省】 ○ 国民に分かりやすくなるよう、デジタル化を目指す、サマリーを盛り込むなどの工夫を講じている。【法務省】

<p>経済財政諮問会議への報告事項</p> <p>② 達成目標の定量化を徹底するとともに、どのデータ（ものさし）で評価を行うかも予め明示させる</p>	<p style="text-align: center;">政策評価制度に関する見直しの論点整理（論点整理の掲載順による）</p> <p>[達成目標の明示への取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価方式における達成目標の数値化等による特定については、平成14年度は約3割であったものが、15年度は約5割となり、各府省において取組が進んでいる。 ○ 今後も評価の客観性の確保や、評価の実効性の確保、行政の効率化などのため、達成目標やそれに関連した測定指標、達成時期等の数値化などによる特定を進めていくことが重要であり、政策の特性を勘案しつつも、総務省などによる諸外国の事例の調査研究の成果や各府省の取組を参考にしつつ、可能な限りそのような取組を検討することが必要である。 なお、定量的な目標設定が困難な場合でも、達成目標の特定化を図り、評価の実効性を確保することを検討することが必要である。 一方で基本的な制度の企画・立案など定量的な目標設定になじまない政策もあり、これらについては、実績評価方式以外の評価方式を用いるなど柔軟に対応することを検討することが必要である。 <p style="text-align: center;">(各府省の取組状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価方式による評価の実施に当たっては、①「食料・農業・農村基本計画」等に即した定量的な目標に対する達成度による評価、②アウトカム・ベースの評価などを実施方針として定め評価を実施している。【農林水産省】 ○ 可能な限り数値目標を設定するよう、又は定性的であっても明確な目標を設定するよう改善している。【文部科学省】 ○ アウトカム指標の充実に取り組むとともに、施策目標の達成水準の具体化（数値化等）に向けた検討を推進している。【厚生労働省】 ○ 閣議決定などの明確な政府方針や、審議会の答申等に基づき客観的・定量的な目標を設定している。【経済産業省】
---	--

<p>経済財政諮問会議への報告事項</p>	<p>政策評価制度に関する見直しの論点整理（論点整理の掲載順による）</p>
<p>③ 科学技術関係予算の優先順位付け(SABC等)のように、優先度を明らかにする仕組みを採用する</p>	<p>[評価結果の予算要求等政策への反映]</p> <p>○ 相当数の府省において、実績評価方式による目標の達成度等や、評価結果の政策への反映の方向性をパターン化して示す取組を行っており、こうした取組を更に広げていくことを検討することが必要である。</p> <p>(各府省の取組状況)</p> <p>○ 以下とおり、政策評価結果の政策への反映の方向性を、パターン化して整理している府省がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で成果の発現が予定される政策を3分類【金融庁】 <ul style="list-style-type: none"> ① 今後もこれまでの取組を進めていく必要、 ② 環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要、 ③ 取組みの見直し等を行う必要 また、現時点で成果の発現が予定されない政策を3分類 <ul style="list-style-type: none"> ① 政策の達成に向けた制度の構築等が行われており、引き続きこれまでの取組を進めていく必要、 ② 政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組を進めていく必要、 ③ 業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要 ・ 4分類【総務省】 <ul style="list-style-type: none"> ① 目標が達成され、政策としての役割を終えた、 ② 目標達成に向けて成果が上がっている、政策の必要性、施策の必要性・効率性等が認められ、これまでの取組を継続すべき、 ③ 目標達成に向けて成果が上がっている、政策の必要性はあるが、施策の有効性・効率性等に課題があり、取組の改善・新たな対策の検討が必要、 ④ 目標達成に向けて成果は上がっていない、政策の必要性、効率性、有効性等に課題があり、政策・業務の見直しが必要 ・ 4分類【環境省】 <ul style="list-style-type: none"> ① 施策の見直し：全部又は一部の拡充、縮小、 ② これまでの取組を引き続き推進、 ③ 施策の一部の廃止、休止又は中止、 ④ 施策の廃止、休止又は中止 <p>[規制の導入・修正時を始めとした事前評価の拡充]</p> <p>○ 相当数の府省においては、事前評価が義務付けられている3分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野についても自主的に行うなど、積極的に事前評価に取り組んでいるが、その結果が評価対象政策</p>

の改善・見直しに十分つながっているとは言えない状況にある。

- 今後、各府省の重点施策について、予算要求等の際に成果目標、事後的な評価手段等が明示されるよう検討することが必要である。また、事前評価の結果、政策の採択や実施の可否、複数の政策代替案の中から適切に政策を選挙することなど、政策の改善・見直しを徹底するよう検討すべきである。

(各府省の取組状況)

- 「被害者対策の推進」及び「NBCテロ対応専門部隊等の充実強化」の2政策については、評価結果を踏まえ、既存事業等を見直している。【警察庁】
- 「新対潜用短魚雷」、「横須賀海軍施設教育施設（技術）整備」及び「岩国飛行場倉庫（一般）整備」の3政策については、評価結果に基づき、複数の政策代替案の中から適切な政策を選択している。【防衛庁】
- 「地域再生計画と連携した投資教育プロジェクト」については、評価の過程での指摘を踏まえ、施策に係る当初計画の一部を修正の上、政策を実施している。【金融庁】
- 「ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発」、「アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発」及び「次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発」の3政策については、評価の過程での指摘を踏まえ、研究開発の達成目標の修正や研究開発内容、方向性の明確化を行った上、政策を実施している。【総務省】
- 「円滑な産業人材供給のための人材環境整備」、「地球環境問題への対策の推進」及び「省エネエネルギー設備・機器の導入支援」の3政策については、評価結果を踏まえ、従来の事業に新規事業を追加して、政策を実施している。【経済産業省】
- 「既存住宅の省エネルギー性能向上支援技術に関する研究」については、評価の過程での指摘を踏まえ、施策に係る当初計画の一部を修正の上、政策を実施している。【国土交通省】

<p>経済財政諮問会議への報告事項</p>	<p>④ 各府省の評価結果に対し、第三者評価を実施し、その結果を公表する</p> <p style="text-align: center;">政策評価制度に関する見直しの論点整理（論点整理の掲載順による）</p> <p>[学識経験者の知見の活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ほとんどの府省において、政策評価の客観性の確保等の観点から、行政外部の学識経験者から成る会議が開催されており、基本計画、実施計画の策定や評価書の取りまとめなどに当たって全般的に意見を聴取し、適宜その結果を反映するなど、学識経験者の知見の活用に取り組んできている。 ○ しかし、計画策定や評価結果の取りまとめなど活用の段階ごとにも、一部の府省で行われているように、<u>個別の適切なタイミングで学識経験者の知見を活用するようにすること</u>に、一部の府省で行われているように、<u>個別の政策ごとに当該政策分野の学識経験者の知見を積極的に活用していくことを検討</u>することが必要である。 <p>なお、政策評価分科会としても、各府省との意見交換を行うなど政策評価全般について今後とも精力的に議論を行っていききたい。</p> <p>(各府省の取組状況)</p> <p><行政外部の学識経験者から成る会議を開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の実施計画、評価手法等について、民間の有識者等から成る「政策評価懇談会」を活用している。【法務省】 ○ 毎年度の政策目標等の策定に当たっては、客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」等の意見を取り入れている。【財務省】 ○ 外部の有識者等による「政策評価に関する有識者会議」において、個別の評価の内容に踏み込んで助言を受けている。【文部科学省】 ○ 総合評価方式による評価書において「外部有識者等の活用状況」欄を、事業評価方式及び実績評価方式による評価書において特記事項として「学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」欄をそれぞれ設定している。【厚生労働省】 ○ 評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、多様な意見を反映するとともに、評価手法の向上を図るため、「農林水産省政策評価会」を開催している。【農林水産省】 ○ 国土交通省の政策評価の制度設計、運営状況等や、個別公共事業に係る新規事業採択時評価、再評価、事後評価の評価手法の検討について、専門的・中立的観点から意見聴取するため、学識経験者等から成る「国土交通省政策評価会等」を随時開催している。【国土交通省】 <p><個別の政策ごとに当該政策分野の学識経験者の知見を活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者組織としては未設置であるが、個別政策の評価を実施する場合、第三者の知見の活用に努力している。【宮内庁】 ○ 政策評価の実施に当たっては、高度な専門性や実践的な知見が必要な場合又は客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合には、必要に応じ学識経験を有する者の知見を活用している。【金融庁】 ○ 個別政策の評価に当たって、原則として学識経験者から意見聴取を行うこととしている。【総務省】 ○ 政策評価の内容等に応じ、学識経験者を招いて研究会等を開催している。【法務省】
-----------------------	--

政策評価制度に関する見直しの論点整理（論点整理の掲載順による）

- 政策評価の実施に当たって、高度の専門性や実践的な知見が必要な場合又は客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合にあっては、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者からの意見の聴取等によりその活用を図る。【財務省】
- 施策や事業について、技術開発に係る評価委員会、メールレビューによる第三者の知見の活用や、アンケート調査、審議会報告書の活用などによる学識経験者の意見の反映を推進している。【経済産業省】

【総務省が担うべき役割】

- 総務省が行っている各府省の政策評価についての審査活動は、各府省が行った政策評価全般を対象としており、評価の実施手続等の形式のチェックが中心となっている。また、一部の府省からは、機械的ではなく内容に応じたアドバイスを求める意見・要望も出されている。
- また、各府省の政策評価の質の向上を促進するためにも、年度末に取りまとめめる審査の総括報告において各府省の取組の参考となる推奨事例の紹介などに一層積極的に取り組むことを検討することが必要である。
- 今後、政策評価の信頼性を一層高めしていく観点から、審査対象を重点化し、評価の内容面も射程に入れて活動を行っていくことを検討することが必要である。

（各府省から出された意見）

- 内閣府の政策の中には、数値化し難い分野が多いことも事実であり、数値化率だけを尺度として、客観性確保に努力していないと評価されるのは厳しい。【内閣府】
- 政策評価制度は各府省の自由に任されている部分があり、一般論として、「〇〇が望ましい」という趣旨はもともとだが、具体的にどう対応しているのか考慮している。【公正取引委員会】
- 審査は参考にしていいのが、評価の横並びについては防衛庁が所管する政策の特性から、他の府省と同じように画一的に評価を行うことが難しいことを勘案してほしい。【防衛庁】
- セルフマネージメントのツールである府省の自己評価と、第三者性、客観性がより期待される総務省（行政評価局）の機能と分担の在り方の検討が課題である。【総務省】
- 大規模な政策については、なかなか定量的な効果が見えてこないもので、長いスパンで審査に当たることが重要である。【法務省】
- 客観性担保評価に当たっては、各府省の評価書・評価方法の問題点を指摘するだけでなく、具体的な改善方法などについても建設的な意見・提案を行うことが重要である。【外務省】
- 気づきにくい点を指摘してもらってありがたいが、政策の詳細な情報について、適宜提供するのでもそれを十分踏まえて審査してほしい。【経済産業省】

その他経済財政諮問会議への報告事項に関連する政策評価制度に関する見直しの論点整理

[評価結果の予算要求等政策への反映]

- ほとんどの府省において、基本計画の策定等政策評価の重要事項については、外部の有識者の意見を聴取した上で、各府省の最高意思決定機関である省議等に諮って決定している。
- また、相当数の府省において、予算要求の際は、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同でヒアリングを実施するなど両者の連携が進んでいる。
- しかし、予算要求等政策の企画立案に当たって、政策評価が行われて入るもの、これに基づいて具体的な議論がなされるケースはまだまだ少ない。幹部が出席する会議などにおいて重要な政策決定が行われる際には、政策評価の結果に基づいた議論が行われるよう検討することが必要である。
- また、相当数の府省では、予算要求時に重点要求事項や重点施策を公表し、一部の府省ではおおよその予算要求額も明示しているが、予算要求等政策の企画立案に当たって行われた政策評価が分かりやすく示されることは少ない。今後は、予算要求等政策の企画立案と政策評価のつながりを分かりやすく示すよう検討することが必要である。
- 各府省において予算要求に向けて8月の概算要求前に政策評価が行われるよう早期化を図られるとともに、相当数の府省において事前評価の実施が義務付けられた分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野においても積極的に事前評価が行われるなど、政策評価がマネジメント・サイクルに位置づけられてきている。
- しかし、予算編成過程において政策評価の結果を活用する立場にある予算等査定当局からは、定性的・抽象的な記述が多い、客観性・中立性が担保されていない、有効性・効率性の観点からの評価が少ないなど、評価の質が乏しく活用が困難であるとの指摘が行われている。
- 今後、予算編成作業の過程において政策評価の結果をそのままの形で活用できるように、評価の精度や客観性を向上させるなど評価の質の向上に取り組んでいくことを検討することが必要である。

[評価の目的に適した評価の単位の設定]

- 一部の府省では、実績評価を補うため、評価結果が一定レベルに達しない政策の政策手段別評価や政策を構成する下位の事務事業についても政策評価を実施するなどの取組が行われている。
- 相当数の府省において、政策全体の評価を的確に行うため、政策を構成する要素を明示しており、今後、その取組を徹底していくことを検討することが必要である。
- その上で、目標の達成度等に応じて個々の事業の効果の測定を行ったり、総合評価方式など他の評価方式で評価を行ったりするなどの取組を検討することが必要である。
- また、総合評価方式における評価の単位については、コンパクトで実施しやすい形で設定することも検討することが必要である。
- また、既存の事務事業に対する事後評価については、相当数の府省などについて取組が進んでおり、他の分野においてもこのような取組を積極的に行っていくことを検討することが必要である。

[政策のコスト・効果の把握]

- 相当数の府省において、政策のコスト・効果の定量的な把握に向け調査研究などの取組が行われているが、今後も、可能なものにはできる限り定量的に把握できるよう、総務省及び各府省において諸外国の実例の調査研究などを実施し、そこで得られたノウハウを共有するよう検討することが必要である。
- また、予算書、決算書について、政策ごとに予算と決算を結びつけ予算と成果を評価できるようなものとなるよう検討することが必要である。

規制の事前評価の推進に向けた取組について

平成17年2月
総務省行政評価局

	主要日程	当局の取組
16年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制改革・民間開放推進3か年計画閣議決定 → 平成16年度以降、逐次、各府省においてRIAを試行的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府から総務省に各府省におけるRIAの試行の実施結果を回報 (平成17年1月26日現在13件)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制改革・民間開放推進会議が答申 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省におけるRIAの試行の実施状況の把握・分析 ・ 評価手法の調査研究の推進 → 内閣府規制改革・民間開放推進室と連携を図る。
17年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制改革・民間開放推進3か年計画改定(予定) 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価法施行3年経過 → 法の施行状況を踏まえた必要な措置の最終検討 	
19年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行「規制改革・民間開放推進3か年計画」期間終了 	

規制改革・民間開放推進3か年計画（抄）

（平成16年3月19日閣議決定）

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(2) 規制に係る手続の見直し

① R I A導入の推進【平成16年度以降逐次実施】

R I Aは、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を着実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、R I Aの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進する。

ア R I Aについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的なR I Aの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。

イ R I Aが客観性を持ち得るためには、可能な限り定量的かつ詳細な分析が必要であるが、その分析手法が確立していない現時点においては、一律に定量かつ詳細な分析を義務付けることは行政コストを増大させるのみで実益に乏しい。

したがって、当面、R I Aについては、諸外国の例を参考にしつつ分析項目のみ提示し、内容面については徐々に充実させていくことが適当である。また、定期的なレビューの実施に資するため、レビューの時期や規制を見直す条件等を盛り込むことが適当である。

項目例としては、以下の項目が考えられる。

- (ア) 規制の内容（規制の目的・必要性等を含む。）
- (イ) 規制の費用分析（規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計）
- (ウ) 規制の便益分析（規制実施による産業界や国民への便益、社会的便益の推計）
- (エ) 想定できる代替手段との比較考量
- (オ) 規制を見直す条件
- (カ) レビューを行う時期

※ 規制影響分析（R I A）とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

事務連絡
平成16年8月13日

各府省庁 規制改革担当官 殿

内閣府規制改革・民間開放推進室

規制影響分析（R I A）の試行的実施について（依頼）

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において各府省が平成16年度から試行的実施を行うこととされている規制影響分析（R I A：Regulatory Impact Analysis）について、別紙のとおり参考となる実施要領を作成し、送付するので、宜しく取り図られたい。

規制影響分析（R I A）の試行的実施に関する実施要領

1. 目的等

規制影響分析（R I A）の試行的実施は、規制に係る政策評価についての評価手法の開発及び規制改革の一層の推進に資することを目的として行う。

この実施要領は、R I Aについて、その試行的実施のための基本的な指針を定めるものである。

2. 実施細則

(1) 対象

R I Aは、可能な限り全ての規制の設定又は改廃に際して行うものとする。ただし、政省令等については、軽微等の理由により「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）（以下「パブリック・コメント手続」という。）を行わなかったものについてはこの限りでない。

(2) 実施時期

① R I Aは、以下に定める時期までに行わなければならないこととする。

ア 法律の制定・改廃により設定・改廃される規制については、当該法律の公布（廃止）時

※ ただし、できる限り当該法律案の国会提出時までに行うことが望ましい。

イ 政省令等の制定・改廃により設定・改廃される規制については、パブリック・コメント手続における意見の募集時

※ あわせて、パブリック・コメント手続における意見等を踏まえて規制の実施時までには当該規制を修正する場合は、その時点で改めてR I Aを行うものとする。

ウ 法律による見直し等の検討が加えられている規制については、当該検討結果の公表時

② R I Aを行った規制については、当該R I Aに記載するレビュー時期までの間にレビューを行わなければならないこととする。

(3) 分析項目

当面、分析項目は、規制の内容・目的、期待される効果、想定される負担、想

定できる代替手段等との比較考量、レビューを行う時期等とし、上記(2)①については別添1の様式により、②については別添2の様式により行うものとする。各分析項目についての具体的な分析事項例は以下のとおり。

① 規制の内容・目的

当該規制についての簡単な内容、また導入の目的・必要性を記載するとともに、当該規制の根拠条文を明示。

(規制緩和の場合は、当該規制緩和の内容・目的等を記載するとともに、緩和後の規制について、なおその規制が必要である理由を記載。)

※ 分析の単位は、当面、「〇〇事業の許可」といった行政行為ごとを原則とする。

② 期待される効果

当該規制に関し、規制実施による関連業界や国民への便益、社会的便益という観点から、その効果について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る効果の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該効果を定量化し推計。なお、「効果」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

③ 想定される負担

当該規制に関し、規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストという観点から、国民等への負担について、影響の帰着先を特定しつつ、想定され得る負担の要素を可能な限り列挙するとともに、可能な限り当該負担を定量化し推計。

なお、「負担」は、現状維持とした場合と比べた増分で表現するものとする。

④ 想定できる代替手段との比較考量

想定できる代替手段を提示し、当該代替手段についても上記②、③の分析を行い、設定・改正しようとする規制案と当該代替手段を比較考量。

なお、代替手段については、可能な限り規制以外の代替手段も提示するものとする。

また、規制緩和の場合は、当該規制の撤廃も想定できる場合は代替手段として提示するものとする。

⑤ 備考

設定・改正しようとする規制に関し審議した審議会等において示された有識者の見解その他関連資料がある場合は、必要に応じそれを明示。

⑥ レビューを行う時期

規制は、社会経済情勢の変化に応じ、不断に見直されるべきであることから、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断することが望まれる。

この観点から、当該判断を行う時期として、当該規制の施行後5年を超えない期間を設定。

(4) 分析の程度

分析の程度については、R I Aの試行的実施等を通じて検討すべき事項であることから、当面、定量的／定性的という点も含め、R I Aを実施する府省の判断にゆだねるものとする。

なお、総務省は、内閣府規制改革・民間開放推進室と連携しつつ、分析手法の開発・向上に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することとする。

(5) R I Aの公表等

R I Aを実施した府省は、速やかにその結果を内閣府規制改革・民間開放推進室に通知(※)するとともに、原則としてインターネットにより公表しなければならないこととする。

なお、内閣府規制改革・民間開放推進室は、R I Aの結果等を各府省より得たときは、速やかにこれを総務省にも回報することとする。

(※) g.kisei@op.cao.go.jpあてに、件名を「【R I A】〇〇省(庁)」として、R I Aを付した規制案(規制改正案)とともにメール送信願います。

3. 附則

R I Aの試行的実施は、平成16年10月1日より行うものとする。また、本実施要領については、平成17年3月31日までの間に必要な検討を加えるものとする。

規制影響分析書(新設・改正時)

(別添1)

規制の名称	〇〇に関する届出制の導入(〇〇に関する認可制の緩和)			
担当部局	〇〇省〇〇局〇〇課 △△省△△局△△課	電話番号: 03-****-**** 電話番号: 03-****-****	e-mail: *****@****.go.jp e-mail: *****@****.go.jp	
評価実施日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
規制の内容・目的	根拠条文			
想定される 選択肢	◆選択肢1: 〇〇に関する届出制の導入			
	◆選択肢2: 〇〇に関する規制の撤廃			
	◆選択肢3: 〇〇について税制支援を行う			
	◆選択肢4: 〇〇について予算措置を講じる			
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	選択肢3の場合
	実施に要する負担(行政コスト)			
	実施により生じる負担(遵守コスト)			
	その他の負担(社会コスト)			
各選択肢間の比較				
備考	〇〇審議会答申において△△となっている。			
レビュー時期	平成〇〇年〇〇月末までに行う。			

規制影響分析書(レビュー時)

(別添2)

規制の名称	〇〇に関する届出制の導入(〇〇に関する認可制の緩和)	
担当部局	〇〇省〇〇局〇〇課 △△省△△局△△課	e-mail: *****@****.go.jp e-mail: *****@****.go.jp
評価実施日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
規制の内容 内容・目的	根拠条文	

	事前分析	レビュー時
期待される効果		
想定される負担		
備考		
事前分析で 規制案を選 択した理由		
結論		
次回し レビュー時期		

負担の要素
実施に要す
る負担(行
政コスト)
実施により
生じる負担
(遵守コスト)
その他の負
担(社会コス
ト)

〇〇審議会答申において△△となっている。

引き続き〇〇に関する届出制を維持することが適当である。

平成〇〇年〇〇月末までに行う。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)(抄)

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

① 規制改革推進及び関連する諸組織との連携の在り方

エ 既存規制のチェックの際活用すべきである「規制影響分析(RIA)」について、その分析手法の開発・向上に向け、規制改革・民間開放推進会議と総務省及び各府省は連携する。

② 規制改革手法の見直し

ア 規制影響分析(RIA: Regulatory Impact Analysis)の活用

規制影響分析(RIA)とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

基本的に、RIAの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるものであるが、それに加え、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断する材料としても有効である。

したがって、後述((2)①)のとおり各府省が実施すべきRIAについて、規制改革・民間開放推進会議が既存規制をチェックする際にも活用できるような仕組みを作ることとする。

ウ 規制の把握と公開

規制改革・民間開放推進会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報(RIA等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。)が規制改革・民間開放推進会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革・民間開放推進会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革・民間開放推進会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一覧性を持たせるとともに、RIA等も含めた情報を公開するなど、規制改革を促すようなものにすることが重要である。

(2) 規制に係る手続の見直し

① RIA導入の推進【平成16年度以降逐次実施】

RIAは、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国

では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を着実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、R I Aの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進する。

ア R I Aについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的なR I Aの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。

イ R I Aが客観性を持ち得るためには、可能な限り定量的かつ詳細な分析が必要であるが、その分析手法が確立していない現時点においては、一律に定量的かつ詳細な分析を義務付けることは行政コストを増大させるのみで実益に乏しい。

したがって、当面、R I Aについては、諸外国の例を参考にしつつ分析項目のみ提示し、内容面については徐々に充実させていくことが適当である。また、定期的なレビューの実施に資するため、レビューの時期や規制を見直す条件等を盛り込むことが適当である。

項目例としては、以下の項目が考えられる。

(ア) 規制の内容（規制の目的・必要性等を含む。）

(イ) 規制の費用分析（規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計）

(ウ) 規制の便益分析（規制実施による産業界や国民への便益、社会的便益の推計）

(エ) 想定できる代替手段との比較考量

(オ) 規制を見直す条件

(カ) レビューを行う時期

② パブリック・コメント手続の見直し

ウ 質の高い規制の制定はもとより、有効な代替案を見出す可能性を高める等の観点から、パブリック・コメント手続に際しては、その対象となる規制原案に、可能な限り当該原案に係るR I Aを付して、意見・情報の募集の対象とする。【平成16年度中に措置】

規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申

—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」— (抄)

〔平成16年12月24日
規制改革・民間開放推進会議〕

Ⅲ. 主要官製市場等の改革の推進

14 規制の見直し基準の策定等

【具体的施策】

(2) 規制影響分析(RIA)の義務付けに向けた取組の推進【平成16年度以降逐次実施】

見直し基準の策定及び策定された見直し基準に基づく規制の見直しに当たっては、現在関係府省において試行的に実施している規制影響分析(RIA: Regulatory Impact Analysis)の手法を活用することが重要と考えられる。

当会議においては、総務省と連携してこれを推進しており、「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領」を策定し、各府省の取組の促進を図っているところである。また、物価安定政策会議においては、公共料金分野におけるRIAガイドラインの策定に取り組んでいるところである。

各府省は、当会議及び総務省と連携しつつ、RIAの試行的な実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に一層積極的に取り組むべきである。

また、総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、当会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進めるべきである。

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」に関する対処方針について

〔平成16年12月28日
閣議決定〕

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日)に示された「具体的施策」を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成16年度末までに「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)を改定する。

規制影響評価分析（R I A）の試行結果一覧（平成17年1月26日現在）

No.	府省名	規制の名称	担当部局	評価実施時期	根拠条文
1	農林水産省	農業協同組合法における子会社等調査の対象の拡大	経営局協同組織課	平成16年10月	[政令] 農業協同組合法施行令
2	農林水産省	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第2条第7項の第2種特定海洋生物資源の特定（対象の追加）	水産庁資源管理部管理課資源管理推進室	平成16年10月	[政令] 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令
3	経済産業省	MARPOL条約の1997年議定書の締結に伴うディーゼル発電機の窒素酸化物の排出及び使用燃料の品質に係る規制	原子力安全・保安院 電力安全課	平成16年10月	[省令] 電気事業法施行規則 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
4	経済産業省	液化石油ガス器具等（高圧ホースカップリング付）の拡充及び規制品目拡充等による技術基準の改正（規制改革推進3か年計画措置にともなう品目拡充）	商務情報政策局製品安全課	平成16年11月	[政令] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 [省令] 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令
5	環境省	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき国際希少野生動植物の追加、削除等	自然環境局野生生物課	平成16年12月	[政令] 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令
6	経済産業省	冷凍能力算定基準及び冷凍保安責任者選定不要施設等に係る制度の見直し	原子力安全・保安院 保安課	平成16年11月	[省令] 冷凍保安規則

7	経済産業省	発電用風力設備のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入	原子力安全・保安院 電力安全課	平成 16 年 11 月	[省令] 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令
8	経済産業省	J I S マーク表示制度における登録認証機関の登録有効期間	産業技術環境局認証課	平成 16 年 11 月	[政令] 工業標準化法に基づく認定機関等に関する政令
9	法務省	学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与	入国管理局入国管理企画官室	平成 16 年 12 月	[告示] 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動
10	法務省	在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直し	入国管理局入国管理企画官室	平成 16 年 12 月	[省令] 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令
11	経済産業省	発電用火力施設のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入	原子力安全・保安院 電力安全課	平成 16 年 11 月	[省令] 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
12	経済産業省	発電用水力施設のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入	原子力安全・保安院 電力安全課	平成 16 年 11 月	[省令] 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令
13	経済産業省	小規模燃料電池発電設備の技術基準の整備及び一定の条件を満たす燃料電池発電設備の一般用電気工作物への位置づけ	原子力安全・保安院 電力安全課	平成 16 年 11 月	[省令] 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令 電気事業法施行規則